

大雪地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業における
指定事業者の指定等に関する要綱

平成 29 年 2 月 17 日
要綱第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号）及び地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）において使用する用語の例による。

(指定の申請)

第 3 条 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定による申請は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（別記様式第 1 号）により行うものとする。

2 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の有効期間)

第 4 条 省令第 140 条の 63 の 7 の規定による指定事業者の指定の有効期間は、6 年とする。

(変更の届出等)

第 5 条 指定の申請事項の変更に係るものにあつては介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書（別記様式第 2 号）により、事業の廃止、休止、又は再開に係るものにあつては介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止・再開届出書（別記様式第 3 号）により、それぞれ行うものとする。

(事業所情報の提供)

第 6 条 大雪地区広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、第 3 条の規定による指定の申請又は前条の規定による届出の受理をしたときは、北海道、北海道国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (9) その他広域連合長が必要と認める事項
(補則)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 第3条第1項本文に規定する指定申請その他指定を受けるために必要な手続きは、この要綱の施行前においても行うことができる。